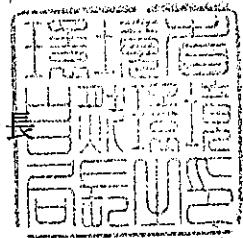




環自総発第 2004302 号
令和 2 年 4 月 30 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿
各中核市の長

環境省自然環境局長



動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正について（通知）

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）の施行（令和 2 年 6 月 1 日）に向けて、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正について、別添のとおり令和 2 年 4 月環境省告示第 53 号として告示され、令和 2 年 6 月 1 日から適用されることとなったので通知する。

については、当該基本指針及び改正法等に即した動物愛護管理推進計画の変更等に格段の御配慮をお願いする。